

**住宅瑕疵にかかる保険事故情報等を  
収集・分析・活用するための仕組みの構築に関する事業についての公示**

平成29年3月23日  
国土交通省住宅局長 由木 文彦

次のとおり、住宅瑕疵にかかる保険事故情報等を収集・分析・活用するための仕組みの構築に関する事業を行う者に対する補助事業の開始について公示します。

1 事業概要

(1) 事業名

住宅瑕疵保険にかかる保険事故情報等を収集・分析・活用するための仕組みの構築に関する事業

(2) 事業目的

住宅瑕疵担保責任保険に係る事故情報について、第三者的立場の機関が収集・分析・活用する仕組みを構築し、住宅瑕疵の発生予防、住宅の維持管理の推進、保険制度における検査手法や保険料水準の検証等への活用を進め、もって国民の住生活の向上及び住宅産業全体の健全な発展に貢献することを目的とする。

※ 本公募は、平成29年度予算によるものであり、平成29年度予算成立が事業実施の前提となります。

(3) 事業内容

既存住宅を含めた住宅瑕疵担保責任保険に係る事故情報を効果的かつ効率的に収集・分析・活用するための仕組みを構築し、運用する事業が対象となる。

具体的には、住宅事業者等の技術力の向上や住宅の瑕疵・不具合の発生予防、一般消費者による適切な維持管理等の推進、検査事業者等による検査方法の改善や保険料水準の検証等への活用を進める観点から、次の①及び②の事業を対象とする。

①保険事故情報を収集し、分析・活用するためのシステムの開発・改良及びその運用を行う事業。

②保険事故情報を詳細に分析・活用するための事例の収集、及び当該事例を詳細に分析し、関係者に提供するための適切な技術情報を作成・提供する事業。

(4) 事業実施期間

本事業の実施期間は以下のとおり予定している。

平成29年4月下旬 ～ 平成30年3月下旬

## 2 補助対象事業者の要件

次の要件の全てを満たす民間事業者等とする。

- ・補助事業を適確に遂行する技術能力を有し、かつ、補助事業の遂行に必要な実施体制を有していること。
- ・事業の実施方針、事業のフロー、事業工程計画を具体的に示す能力を有すること。
- ・補助事業にかかる経理その他の事務について適確な管理体制及び処理能力を有すること。
- ・補助事業の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。
- ・補助事業で知り得た情報の秘密の保持を厳守すること。
- ・「住宅瑕疵担保履行制度の新たな展開に向けた研究委員会の保険事故情報等の収集・分析・活用WG報告書（平成28年3月）」の内容を理解している者
- ・平成28年度の「住宅瑕疵にかかる保険事故情報等を収集・分析・活用に関する仕組みの構築に関する事業」の報告書の内容を理解し、かつ、同事業により開発されたシステムに精通している者
- ・住宅の瑕疵による事故に関する知識を有する者
- ・住宅瑕疵担保責任保険の保険事故情報を利害関係がなく中立的な立場で扱える者

## 3 提案の手続等

### (1) 募集要領の交付期間、提案書の提出期限等

#### (イ) 募集要領の交付期間

平成29年3月23日 ～ 平成29年4月11日まで

#### (ロ) 募集要領の交付方法

募集要領の交付を希望する場合は、予め(ニ)の担当まで事前連絡を行い、手交、FAX、または電子メールにより交付。

#### (ハ) 応募書類の提出期限

平成29年4月11日18時00分まで

#### (ニ) 応募書類の提出先

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3

国土交通省住宅局住宅生産課 吉原

電話 03-5253-8111(内線 39446) FAX 03-5253-1629

電子メール yoshihara-m2kf@mlit.go.jp

### (2) 応募書類の提出方法

詳細は募集要領を参照。

## 4 補助金交付候補者の選定方法

住宅瑕疵にかかる保険事故情報等を収集・分析・活用するための仕組みの構築に関する補助事業を行う者に対する補助事業の開始についての公募要領に基づき提出された提案書

について、書類審査等の審査を行い、補助金交付候補者を選定する。この際、必要に応じて、ヒアリングを実施することがある。

## 5 その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 関連情報を入手するための照会窓口 5.(1)(ニ)に同じ。
- (3) 提案書の作成、提出に係る費用は、提出者側の負担とする。
- (4) 提出された提案書は、当該申込者に無断で二次的な使用は行わない。
- (5) 提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該提案書を無効にするとともに、申込者に対して、補助事業者の取消を行うことがある。
- (6) 採用された提案書は、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成11年5月14日、法律第42号）において、行政機関が取得した文書について、開示請求者からの開示請求があった場合は、当該企業等の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、開示対象となる場合がある。採用されなかった提案書は原則返却する。なお、返却を希望しない場合はその旨を提案書を提出する際に申し出ること。
- (7) 詳細は公募要領による。